

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託 事業者選定審査要綱

（目的）

第1条 この要綱は、プロポーザル方式による南国市公式 LINE 情報配信サービス構築及び運用保守を行う業者の選定を厳正かつ公正に行うため、南国市公式 LINE 情報配信サービス（以下「本サービス」という）構築に伴うプロポーザル審査要綱（以下「審査要綱」という）を定める。

（基本方針）

第2条 技術（非価格点）及び価格を総合的に評価して、加算方式による合計点の最も高い業者（以下「契約候補者」という）を選定し、その業者と必要に応じて細部を協議し、最終決定する。契約候補者と協議が整わない場合は、次点の業者と協議を行う。

（審査手順）

第3条 提案書、価格、デモンストレーション（以下、「デモ」という）、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という）の内容を総合的に評価し、契約候補者を決定する。

（審査）

第4条 次の手順により審査を実施する。

（1）有効・無効の判断

まず、次に掲げる条件を確認し、有効な提案であるか否かを判断する。

ア 参加資格に対する不適合がないか。

イ 構築委託費が3, 212千円（消費税込）以下であるか。

ウ 仕様書に対して致命的な不適合事項がないか。

（2）デモの評価

提案内容に基づきプレゼン時に実施する提案システムのデモについて、南国市ホームページ運営委員会委員（委員長は除く）が、システム構築のセグメント配信機能、チャットボット機能、申請・アンケート機能、付加機能等、管理画面の操作性の項目について、審査基準に基づき評価を行う。

（3）提案書及びプレゼンの評価

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託提案書審査基準に基づき、提案書の評価を行う。ただし、上記（2）の項目は除くものとする。質疑事項があれば、併せて行う。

（4）総合評価

評価合計点数により、契約候補者を決定する。

(評価点)

第5条 評価点の内訳は、次のとおりとする。

分類	評価項目	評価点
技術点 (非価格点)	提案書	80
	デモ	50
	総合評価 (プレゼン)	20
	小計	150
価格点	構築	10
	運用・保守	10
	小計	20
評価合計点		170

(提案書評価)

第6条 提案書を評価する。

(1) 提案書評価

ア 事務局評価

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託提案書審査基準に基づき、事業者評価及び基本要件について、配点を最高点として評価する。

イ 審査委員会委員評価

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託提案書審査基準に基づき、前項及び第8条2項に規定された項目を除き、配点を最高点として、評価する。

(プレゼン評価)

第7条 参加表明書提出者のプレゼンを評価する。

(1) プレゼンの実施

- ア 日時 : 南国市が指定する日時
イ 内容 : 提案内容のプレゼン等
ウ 持ち時間 : プレゼン20分 + 質疑応答20分
エ 評価者 : 審査委員会委員

(2) プレゼンの評価

プレゼンテーション審査表に基づき、配点を最高点として評価する。

(デモ評価)

第8条 参加表明書提出者のデモにより、システムの機能性や操作性などを評価する。

(1) デモの実施

- ア 日時 : プレゼン時に実施

- イ 内容 : 提案システムのデモンストレーション等
ウ 評価者 : 業務担当者（南国市ホームページ運営委員会委員のうち、委員長を除く）

（２）デモの評価

南国市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用保守業務委託提案書審査基準に基づき、システム構築機能のセグメント配信機能、チャットボット機能、申請・アンケート機能、付加機能等、管理画面の操作性について、配点を最高点として評価する。

（価格の評価）

第 9 条 価格の評価については、次の式のとおり評価点を付す。

$$\text{評価点} = S_1 + S_2$$

$$S_1 = a - a \div \text{最高見積額} \times (\text{見積額} - \text{最低見積額})$$

$$S_2 = b - b \div \text{最高見積額} \times (\text{見積額} - \text{最低見積額})$$

a : 構築費の評価基準点（10点）

b : 運用・保守費の評価基準点（10点）